

平成30年3月5日 総務文教委員会

総務部安全安心まちづくり課

議案説明資料

- 1 議案第19号 田川市防災まちづくり基金条例の一部改正について . . . P1

議案第19号 田川市防災まちづくり基金条例の一部改正について

1 田川市防災まちづくり基金条例について

(1) 制定の経緯

昭和48年4月に設立された「福岡県市町村災害共済基金組合」は、災害に関する費用に充てるため、県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務について共同処理を行っていたが、国の災害に対する財政支援措置が充実されたことから、平成25年3月末をもって解散となった。

財産処分に伴う基金の積立を行うため、同年3月、田川市防災まちづくり基金条例を制定した。

(2) 財産処分に伴う配分額

135,000,000円

(3) 基金残高（平成29年5月末現在）

117,040,554円

2 改正理由

本案は、防災まちづくり基金の目的に防犯、交通安全その他の安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とする事業の費用に充てることを加えるため、所要の改正をしようとするものである。

3 改正の内容

- (1) 題名を「田川市安全安心まちづくり基金条例」とする。
- (2) 防災まちづくり基金の目的に防犯、交通安全その他の安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とする事業の費用に充てることを加える。

4 施行期日

平成30年4月1日

5 改正による影響及び効果

地域防災計画に定める災害の予防、応急対策及び復旧対策事業のほか、防犯及び交通

安全事業に要する経費に充てることができる。

6 条例改正後に制定が必要な規則

田川市安全安心まちづくり基金条例施行規則

7 添付資料

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 新旧対照表 | (P 3) |
| (2) 田川市安全安心まちづくり基金条例（改正案） | (P 4) |
| (3) 田川市防災まちづくり基金条例（現行） | (P 5) |
| (4) 田川市安全安心まちづくり基金条例施行規則（案） | (P 6) |

○田川市防災まちづくり基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p style="text-align: center;"><u>田川市安全安心まちづくり基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とする事業に要する経費に充てるため、田川市安全安心まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条～第7条略</p>	<p style="text-align: center;"><u>田川市防災まちづくり基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>田川市地域防災計画に定める、災害の予防、応急対策及び復旧対策事業等に要する経費に充てるため、田川市防災まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条～第7条略</p>

田川市安全安心まちづくり基金条例（改正案）

（設置）

第1条 市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とする事業に要する経費に充てるため、田川市安全安心まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置目的のための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

田川市防災まちづくり基金条例（現行）

（設置）

第1条 田川市地域防災計画に定める、災害の予防、応急対策及び復旧対策事業等に要する経費に充てるため、田川市防災まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置目的のための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

田川市安全安心まちづくり基金条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、田川市安全安心まちづくり基金条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（事業）

第2条 条例第1条に規定する基金の設置目的のための事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 田川市地域防災計画に定める災害の予防、応急対策及び復旧対策に関する事業
- (2) 防犯に関する事業
- (3) 交通安全に関する事業（施設整備に関する事業を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める事業

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

